

年金機構けんぽからのお知らせ（第514号）6.7.12

令和6年7月9日からの大雨災害により

被害を受けられた皆様へ

[島根県出雲市に災害救助法が適用](令和6年7月10日現在)

この度の災害により被害を受けられた皆様方には、心よりお見舞い申し上げます。
内閣府より以下の市町村に対し災害救助法の適用が決定されたことを受け、適用対象市町村における当健保組合の健康保険に関する取扱いについてお知らせいたします。

【災害救助法の適用対象市町村】(令和6年7月10日現在)

○島根県 出雲市

※なお、今後、適用対象市町村に該当した場合は、順次、同様の取扱いといたしますので、内閣府ホームページ等のご確認をお願いいたします。



照 会 先	日本年金機構健康保険組合 業務課 一部負担金について 日野 保険証再発行・任継保険料について 村山 電話番号 03-5216-3223 ※お問い合わせは12時～13時を除いた時間帯にお願いします。 (12時～13時は担当不在により回答できない場合があります。)
添付資料	【様式1】一部負担金等免除申請書 【様式2】一部負担金等還付申請書 【様式4】再交付申請書(被保険者証)

1 健康保険被保険者証の取扱いについて

(1)被保険者証を紛失または所持せずに避難された場合、医療機関等の窓口で以下の事項を申し出ることにより、受診できます。

- i 氏名
- ii 生年月日
- iii 連絡先(電話番号等)
- iv 事業所名(日本年金機構)

(2)被保険者証を紛失された場合は、「健康保険 被保険者証 再交付申請書」により申請してください。

「再交付の理由」欄には、「**令和 6 年 7 月 9 日からの大雨災害**」と記入してください。

2 一部負担金等の免除の対象となる方

この度の災害救助法の適用を受けた市町村に住所を有する被保険者又は被扶養者の方であって、次のいずれかの申立てをした方。

- i 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
- ii 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- iii 主たる生計維持者の行方が不明である旨

3 一部負担金等の免除期限

令和 6 年 12 月 31 日

4 免除証明書の発行

一部負担金等の免除を受けるためには、医療機関等の窓口で被保険者証とともに一部負担金等にかかる免除証明書を提示する必要があります。

「健康保険一部負担金等免除申請書(様式 1)」を記入し、申請書に被災状況が確認できる書類(り災証明書等)を添付のうえ、当健保組合へ郵送してください。

5 一部負担金等の還付

一部負担金等の免除対象となる方が、既に医療機関等の窓口で一部負担金等を支払った場合は、一部負担金等の還付を受けることができます。

「健康保険一部負担金等還付申請書(様式 2)」を記入し、還付を受けようとする一部負担金等の領収書(原本)を添付のうえ、当健保組合へ郵送してください。

※上記 4・5 とともに、入院時の食費、居住費、柔道整復、あんま・マッサージ、はり灸などは、対象となりませんのでご注意ください。

6 任意継続被保険者保険料の納付期限延長

一部負担金等の免除の対象となる方で、納付期限の延長を希望される場合は、申出(文書または電話)により、被害状況を勘案して個別に納付期限の延長をいたします。

また、免除の基準に満たない場合であっても被害状況を勘案して個別に納付期限の延長をいたします。